

4 サービス提供について

<p>Q4-1 この事業の具体的なサービス内容はどのようなものか。</p>	<p>1 一時預かり 団体の管理する場所(市に登録された場所)にて一定時間預かる。(自宅または特別支援学校等への迎えを含む)</p> <p>2 派遣による介護サービス (1)利用者宅へ出向き、一定時間介護に当たる。 ※ただし、本事業で家事援助サービスを提供することはできません。 (2)利用者宅以外の場所に出向き、一定時間介護に当たる。</p> <p>3 外出援助サービス 利用者と外出する。(移送サービスは除く。)</p> <p>4 送迎サービス 特別支援学校、通所施設等の一時的な送り迎え等。</p> <p>5 宿泊 対象者を宿泊させる。※事前に熊谷市障害福祉課へ連絡してください。</p> <p>※本事業のサービス提供は、利用者の日常生活に合わせて上記サービスを柔軟に組み合わせて実施するものです。 このため、送迎など1つのサービスのみ偏った事業を実施することは、サポート事業の対象とはしていません。</p>
<p>Q4-2 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業と、生活サポート事業との関係はどのようになっているのか。</p>	<p>Q4-1の1から5の当事業のサービス内容については、障害者自立支援法における障害福祉サービス(居宅介護事業や短期入所事業等)の支給決定を受けている者や、地域生活支援事業の支給決定を受けている者は、障害福祉サービス、地域生活支援事業が優先となります。</p>
<p>Q4-3 利用者1名に対して、職員は何名でサービスを提供するべきか。</p>	<p>事業実施要綱に規定されているとおり、利用者の要望に柔軟に対応するという本事業の目的から、原則として個別対応(1対1対応)となります。利用者数、介助に従事できる職員数等をよく確認していただき、事故なくサービスを提供できるよう適切な職員の配置に努めてください。</p> <p>なお、利用者の安全を確保するために介助者2名以上でサービスを提供することは差し支えありませんが、それにより補助金交付額が増額することはありません。</p>
<p>Q4-4 車を利用した外出援助や送迎サービスを行う場合の「利用者:介助者=1対1」の考え方はどのようにするのか。</p>	<p>車を利用したサービスの場合、細やかなサービス提供や利用者の安全確保の観点から、介助者とは別に運転手がいることが望ましいと考えられます。</p> <p>ただし、介助者が利用者の特性をよく理解した上で、十分に利用者の安全を確保することができる場合はこの限りではありません。</p>
<p>Q4-5 市に登録された建物以外で一時預かりを行ってもよいか。</p>	<p>一時預かりの場合、市に登録された一時預かり場所(団体登録時の建物)以外でのサービス提供は認められません。</p>
<p>Q4-6 登録した一時預かり場所にて、泊まりのサービスを提供することは可能か。</p>	<p>泊まりのサービス提供は、原則、障害福祉サービスの「短期入所」を利用するようにしてください。</p> <p>ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。 (例)利用者が、家族の入院等により介護者不在となり、緊急に泊まりのサービス提供が必要とされる場合、かつ、短期入所の支給決定を受けていない場合。 あるいは、短期入所の支給決定を受けているものの、短期入所の空きがなく利用ができない場合。</p> <p>なお、泊まりのサービス提供を検討する団体は、事前に熊谷市障害福祉課に連絡を入れてください。利用者の状況や宿泊する施設の設備状況、サービス提供にあたる介助者等を考慮、勘案した上で、サービス提供及び補助金交付対象とするかの可否を判断いたします。</p>

Q4-7 宿泊を伴う外出について。	事前に熊谷市障害福祉課へ相談してください。
Q4-8 サービス提供中、事故が起きた場合の責任の所在はどこか。	サービス提供中の事故は団体が責任を負うことになります。 なお、実施要綱第9条第2項に規定するように、各団体は傷害保険に加入することになっています。特に、車を使用した送迎サービスの提供を実施する団体は、送迎サービス時の事故に対しても対応が可能な傷害保険に加入している登録車両により、サービスを提供してください。
Q4-9 団体は、障害の程度等を理由に利用を断ることができるか。また、利用を断った団体に熊谷市からサービスの実施を指導することができるか。	各団体の責任において実施しているサービスであるため、市から団体の実力以上のサービスを求めることは不適切と考えられます。(ただし、合理的根拠のない利用制限は、市の指導対象となります。) 団体は、あらかじめ提供可能なサービスの内容を明らかにし、利用者に納得していただくことが必要です。
Q4-10 食事を提供した場合の費用や、公共交通機関を利用した場合の交通費等の実費を徴収することは可能か。	利用料に食費等実費分は含まれませんので、利用者から実費を徴収することは可能ですが、徴収する場合は契約書を交わす等、本人または保護者の同意が必要となります。公共交通機関を利用した場合の交通費や、施設への入場料等も同様です。
Q4-11 車を使用するサービスを提供した場合、利用料の他に燃料費を徴収することは可能か。	Q1-4のとおり、自家用車を使用して障害児(者)生活サポート事業を行う場合には、道路運送法の規定による福祉有償運送事業の登録が必要です。 この事業は、運営協議会に「運送の対価」として届け出た料金(=利用料)で移送サービスを行うこととなり、その対価は「燃料費その他の費用を勘案した金額」とされます(※福祉有償運送ガイドブックP20「2. 対価の基準等」参照)。 燃料費を徴収する場合は、燃料費を勘案した金額を「運送の対価」として運営協議会へ届け出て、承認を受ける必要があります。 この運送の対価については、Q4-10と同様、契約書を交わす等、本人または保護者の同意が必要となります。 ※福祉有償運送ガイドブックは、インターネットで検索してください。 なお、運営協議会に諮る際、「運送の対価」の項目には『生活サポート事業を実施する』ことが分かる旨を記載してください。また、「生活サポート事業を実施しない場合の対価」が記載されていない場合には、生活サポート事業以外で移送のサービスを提供したとしても、利用者から料金を徴収することはできません。
Q4-12 送迎サービスの利用で、利用者の自宅まで迎えに行く時間を利用時間に含めてよいか。	生活サポート事業では、実際に利用者に対しサービスを提供している時間を補助対象としています。したがって、利用者宅まで迎えに行く時間は補助の対象となりません。 ※別途、迎車回送料金等を徴収する場合は、「運送対価以外の対価」として福祉有償運送運営協議会で承認を受ける必要があります。
Q4-13 熊谷市外においても、サービスを利用することは可能か。	特に、市内市外ということでサービスの利用制限はしていません。 ただし、熊谷市外(起点)から熊谷市外(終点)への、車を使用した外出援助や送迎サービスの提供を行う場合は、運営協議会が設置されている地区ごとに福祉有償運送の登録を行っていただく必要があります。
Q4-14 団体が独自に行っている、サービスは補助対象となるか。	利用者の個別の要望に柔軟に対応するサービスを提供するという目的から、本事業は個別対応(利用者と介助者が1対1)となっているため、集団で行う活動は補助対象となりません。障害者自立支援法等によるサービスを活用してください。

<p>Q4-15 病院に入院中に利用することはできるか。</p>	<p>平成20年3月5日 厚生労働省通知『基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取り扱いについて』において、「保険医療機関において、患者の負担による付添看護が行われてはならない(ただし、医師の許可を得て、家族等患者の負担によらない者が付き添うことは可)」と示されているため、入院中は生活サポート事業によるサービスは利用できません。 ただし、入退院時の送迎サービス又は一時帰宅中は対象となります。</p>
<p>Q4-16 通院時に利用することはできるか。</p>	<p>通院時の介助が必要な場合には、障害福祉サービスの「通院等介助」の支給決定を受けてください。 なお、障害福祉サービスの利用が優先されますが、障害程度区分が認定される前などで使えない理由がある場合など、一時的な利用であれば生活サポートでの利用も可能です。</p>
<p>Q4-17 病院内での介助を受けることはできるか。</p>	<p>原則として、病院内での介助は病院スタッフが対応することとなっており、生活サポート事業によるサービスは利用できません。 ※やむを得ない事情等により、病院スタッフ以外の者による院内介助が認められることもありますが、その場合は、障害福祉サービス等(通院等介助)を優先して利用していただくことになるので、サポートでのサービス提供は認められません。</p>
<p>Q4-18 市役所や銀行等の窓口申請の補助をすることはできるか。</p>	<p>申請書類等の作成等の代行業務は、本事業の目的とするサービスではないため、補助対象とはなりません。 なお、このことは、補助金の請求を行わず、ボランティアとして実施することを制限するものではありません。 ※官公庁や金融機関へ外出する際の介助は、障害福祉サービス(通院等介助)を優先して利用してください。 上記サービスの対象として該当しない場合には、生活サポート事業のサービスの利用が可能です。</p>
<p>Q4-19 送迎サービスの相乗りについて。(二人とも生活サポートの対象者として一緒に通院する場合)</p>	<p>二人で同じ病院へ行き、二人とも診察を受ける場合には、付添として認められないため、同乗する事は出来ません。別の車両を使用してください。 どちらか1人が診察を受けない場合は、付添として同乗は可能ですが、1人分のサービスとなります。(病院など本人が行く必要があり、家族の立ち合いが必要な時など) ※複数乗車させる場合は福祉有償運送運営協議会で承認を受ける必要があります。</p>
<p>Q4-20 送迎サービス利用者を目的地まで移送後、利用者が用事を済ませ、再び自宅などへ送っていくまでの待ち時間は、サービス利用時間として算出可能か。</p>	<p>実際に利用者にサービスを提供している時間が補助対象となり、たとえ事業者が待ち時間などで時間を拘束されていたとしても、利用者に直接支援をしていない時間は補助の対象とはなりません。 ※別途、待機料金を徴収する場合は、「運送対価以外の対価」として福祉有償運送運営協議会で承認を受ける必要があります。</p>
<p>Q4-21 送迎サービス利用者が片道のみ移送を希望した場合、事業者が戻る際の時間はサービス利用時間として算出可能か。</p>	<p>Q4-20と同様、利用者にサービスを提供していない時間は補助対象とならないため、補助対象は片道分のみです。</p>

<p>Q4-22 派遣の介護とは、例えばどんなことができるか。</p>	<p>障害児(者)に対して一定の時間見守り等を行うことが対象となります。 料理、洗濯、掃除、代理のおつかい、庭の手入れ等の家事援助は対象外となります。 また、着衣の身支度や食事の介助、おむつ交換などの身体介護は障害福祉サービスが優先になります。</p>
<p>Q4-23 入所施設とは、どんな施設(範囲)か。</p>	<p>障害者施設や介護保険の特別養護老人ホームなど、日中から夜間における24時間報酬単価を算定する施設に契約・入所している方を入所者とい、原則在宅者のサービスである生活サポートの対象外となります。(一時帰省など一部の利用を除く)</p>
<p>Q4-24 サービスを提供した場合、その記録を書面で残す必要があるのか。</p>	<p>実施要綱第6条第2項のとおり、登録団体は利用者に対してサービスを提供したときは、サービス提供時間数に相当する利用券を受領しなければなりません。 また、同条第3項のとおり、利用実績についての帳簿等必要な書類の作成及び保管をしなければなりません。</p> <p>※具体的には、サービス提供年月日、サービス提供時間、サービス提供職員、サービスの内容、その他特記事項等を記録した書類を作成し、サービス提供年度の翌年度から5年間は保管するようにしてください。</p> <p>なお、市は補助金の執行の適正化を図るために必要があると認めるときは、登録団体から書類の提出を求めたり、事業の状況を直接調査したりすることがあります。その場合、実施要綱第15条に基づき作成された書類を確認することになりますので、必ず必要書類を作成、保管するようにしてください。</p> <p>※書類の不備等によりサービス提供の実績が確認できない場合等、交付済補助金の返還や団体の登録取消等の処分を受けることもありますのでご注意ください。</p>
<p>Q4-25 登録ヘルパーが登録している自家用車で送迎サービスを行う場合、ヘルパーの自宅から利用者宅等へ直行することは可能か。</p>	<p>福祉有償運送において、運転者は乗務前に運行管理責任者から安全な運転のための指示、確認を受ける必要があることから、事業所に立ち寄ってからサービス提供をすることとなります。 ただし、対面による確認が困難な場合は、電話による指示、確認を実施できる体制の整備をした上で、安全な運転の指示、確認を行い直行によるサービス提供をすることになります。</p>
<p>Q4-26 ボランティアの者がサービスを提供しても良いか。</p>	<p>ボランティアは、団体職員(被雇用者)のように組織から強い拘束を受けず、自発性に基づく活動であるため、利用者のニーズに常に対応することが難しいと思われます。 また、生活サポート事業の補助金は、サービスを提供する団体が職員に対して支払う報酬などの経費を評価して交付されるものです。 従って、ボランティアによる単独でのサービス提供は、認められません。 なお、団体の職員が個別対応(1対1対応)でサービス提供をしている際に補助的な役割としてボランティアが介助にあたることは可能です(複数の介助者でサービスを提供した場合であっても、補助金が増額されることはありません)。</p>
<p>Q4-27 車検等による代車の使用について。</p>	<p>車検等で代車を使用する場合、福祉有償運送の許可を受けていない車両のためサービス提供は認められません。</p>